

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 2 7 年第 2 回有田川町議会定例会)

平成 2 7 年 6 月 1 7 日

午後 9 時 3 0 分開議

於 議 場

日程第 1 請願の審査報告について (請願第 1 号)

追加日程第 1 発委第 1 号 年金引き下げの取りやめを求める意見書の提出について

日程第 2 報告第 19 号 一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について

日程第 3 議案第 50 号 平成 2 7 年度有田川町一般会計補正予算 (第 1 号)

日程第 4 議案第 51 号 平成 2 7 年度有田川町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 5 議案第 52 号 有田川町辺地総合整備計画の策定について

日程第 6 議案第 56 号 財産の取得について

日程第 7 議案第 57 号 平成 2 7 年度有田川町新保育施設整備工事の請負契約について

日程第 8 農業委員の推薦について

日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 10 常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第 11 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第 12 議員派遣の件

日程第 13 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである (15 名)

1 番 谷 畑 進

2 番 小 林 英 世

3 番 辻 岡 俊 明

5 番 森 本 明

6 番 殿 井 堯

7 番 佐々木 裕 哲

8 番 岡 省 吾

9 番 森 谷 信 哉

10 番 堀 江 眞智子

11 番 中 山 進

12 番 新 家 弘

13 番 湊 正 剛

14 番 増 谷 憲

15 番 橋 爪 弘 典

16 番 亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである (1 名)

4 番 林 宣 男

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

1 番 谷 畑 進

8 番 岡 省 吾

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (13 名)

町 長 中 山 正 隆

副 町 長 山 崎 博 司

住民税務部長 清 水 美 宏

福祉保健部長 辻 勇

総務政策部長	林 孝 茂	消 防 長	上 嶋 敏 之
産業振興部長	立 石 裕 視	建設環境部長	佐々木 勝
総 務 課 長	中 裕 準	企画財政課長	一ツ田 友 也
教育委員長	早 田 智 代	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	山 田 展 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 中 西 満 雄 書 記 林 美 穂

8 議事の経過

開議 10時02分

○議長（中山 進）

おはようございます。

4番、林宣男君から欠席の届け出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか12人であります。

……………日程第1 請願の審査報告について（請願第1号）……………

○議長（中山 進）

日程第1、請願の審査報告についてを議題といたします。

請願第1号として、年金引き下げの取りやめを求める請願が本定例会第1日目において、産業建設住民常任委員会に付託されています。この件について委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長（殿井 堯）

委員長報告を行います。

請願第1号、年金引き下げの取りやめを求める請願が本定例会第1日目において当委員会に付託されておりました。去る6月5日、委員会を開き、請願の趣旨、内容等について慎重に審査いたしました結果、意見書の提出については全員一致で採択すべきものと決定しました。十分に審議の上、よろしく決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（中山 進）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本件は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時06分

再開 10時07分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開します。

お諮りします。

ただいま産業建設住民常任委員長から、発委第1号、年金引き下げの取りやめを求める意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 発委第1号……………

○議長（中山 進）

追加日程第1、発委第1号、年金引き下げの取りやめを求める意見書の提出についてを議題とします。提出者である産業建設住民常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長（殿井 堯）

発委第1号、年金引き下げの取りやめを求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。なお、お手元に配付させていただきました意見書案の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

年金引き下げの取りやめを求める意見書案。ここ数年来、年金は減らされ続けてお

り、多くの年金生活者はとても生活に不安を抱いている。本来の年金は物価スライド制度により、物価の上昇に伴い、年金額を上げる措置をとってきたが、政府、厚生労働省は本年度より新たにマクロ経済スライドなる制度を実施し、向こう30年にわたって、年金を引き下げるとして、今春よりそれが実施されている。このままでは、年金生活者にとってますます生活の不安が増すばかりである。また、30年間ともなれば、現在、働いている若い人たちにとっても、将来の年金生活への不安が高まる。年金引き下げの取りやめは多くの住民の切実な願いとなっている。

よって、本議会は下記事項を実現するように強く要望する。記、年金引き下げを取りやめ、マクロ経済スライド制度を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月17日。和歌山県有田川町議会。

意見書提出先は内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣であります。慎重に御審議いただき、賛同を賜りたくよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（中山 進）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第2 報告第19号……………

日程第2、報告第19号、一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

この件について、全員協議会で予算説明の中で町長さんが、地元のふるさと開発公

社の役員さんや、また地元商店街とも協議したいということをお聞きしました。なぜ、そんなことをせんなんのかということ、一般質問でもあったように、どこまで町として町民に理解が得られるのかなという点があると思います。町長さんが地元とお話しすると言ったことについて、どこまでできているのかなと。今回も議会中で、日程もあるんですが、もう話ができただのかなというのと、もし、まだできていなかったら、いつの予定か、またどのような形でお話をしようとしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員にお答えしたいと思います。

実は、先日、ふるさと開発公社の役員さん10人ほどと懇談会を約1時間半持ちました。その中で今後のふるさと開発公社の話であったり、もう少し、やる気を持ってほしいと。ただ、500万円、なし崩し的に使ったらあかんで、とにかくやる気を持って、やれという話もさせていただきました。

それと同時に、この前、全協のときも議員さんから御指摘のあったとおり、本当に地元の商店街の人ら、あるいは地元の方々がふるさと開発公社をどんなに思っているか、ほんまに入用と思ってるのかなという話が出たんで、必ず地元の方々と、特に商店街を中心に話をさせてもらうということで、実は7日、日曜日、予定をしていました。ところが、私の不注意で病院の中へ入っていたということで、それは今、中止になっています。近々、地元の商店街の方とも懇談会を持ちたいと思っています。

○議長（中山 進）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

ぜひ、町長さんとして、この議会としても、町民の、有田川町全体から清水のふるさと開発公社への支出金というのは、いろいろ問題もある中、議会もかんかんがくがくなくな中で進んでいるということ、理解していただきたいのと、また、ふるさとのことは有田川町全体であるが、特に旧清水町で全体的にいろいろ、お客さんをもっと呼べるような心構えというものをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中山 進）

答弁はよろしいですか。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

とにかく、やっぱり地元の人とも話し合いをするということが非常に大事なことでありますんで、早急に話し合いを持って、しっかりと対応していきたいと思っていま

す。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

……………日程第3 議案第50号……………

○議長（中山 進）

日程第3、議案第50号、平成27年度有田川町一般会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。議案第50号、一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。

補正予算の歳出の19ページですが、都市計画総務費の中に景観形成支援事業補助金、150万円、予算化されています。この事業の交付基準については、修景助成事業と空き家除去活用事業、そして活用助成事業と3つあります。この中で空き家除去活用事業について説明をしていただきたいと思います。

2つ目に、歳出の17ページですが、土木総務費の30万円、予算化されています。これは町道から国道42号線への連絡道の開通式分とお聞きしていますが、開通式はいつ予定されておられるのか。また、パチンコ側の町道付近の信号のあたりですが、ここは大変ややこしくて、安全対策が求められるのではないかと。この2点、まず御答弁をいただきたいと思います。

○議長（中山 進）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

まず1点目の、空き家除去活用事業についての説明ということでございます。これにつきましては、補助対象者につきましては、有田川町景観計画に定める、景観重要地域においてということで、地域は限定されております。建築物の所有者、または所有者から相応の権限を受けた者となっております。それと補助対象地域の住民により構成される地域団体ということになってございます。その事業につきましては、空き家等の除去につきましては、放置空き家建築物の除去に関する経費といたしまして、補助額が2分の1以内で、限度額が50万円となっております。

次に、空き家等の活用につきましては、放置空き家建築物の活用等に係る経費でございまして、2分の1以内で、これも50万円の補助となっております。

2点目の開通式はいつ予定されているのかということでございます。これにつきましては、9月中旬を予定しております。また、町道側の信号付近の安全対策はどうなっているのかということでございますが、先日も地域の住民の皆様と警察署のほうへ開通時には、いましばらくお願いしたいということで、要請に行っております。それと、現在もお世話になっておりますが、子どもサポーターの皆様にはお願いしたいなと思っております。また、必要に応じて交通指導員の皆様にも要請をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中山 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再度、質疑をさせていただきます。

このバイパスの関係の信号付近は、やっぱり今でもややこしくて、間違ったりしているんで、その辺は開通されたらきちっと事故が起こらないように対応していただきたいと思えます。

それから、再度、景観形成支援事業について伺いますが、空き家対策特別措置法が施行された、その関係性も出てきますので聞くわけですが、再度、この景観支援事業にかかわる、空き家対策撤去と活用の事業の場合、この担当窓口も建設環境部でいいのかどうか確認させてください。

それから、2つ目に、空き家を活用する場合、景観形成支援事業の中で空き家を活用する場合、空き家バンク設置要綱がつけられましたから、空き家バンク設置要綱では空き家バンクを提供しますという方についてはホームページなどで情報提供していくというふうになってきますから、それとの関係から見て、この景観支援地域の中における空き家活用の場合の空き家についても同じような形でホームページに載せていられるのかどうか、その点を伺いたい。

3つ目に、この補助金は一般財源だけで対応されるのか伺いたいと思えます。

4つ目に、空き家の除去と活用の2つという点で、空き家の除去については申請時においておおむね5年以上居住していない個人専用住宅や建築物となっておりますし、また空き家を活用する場合は2年以上居住しない住宅や建築物となっております。これとの関係で、空き家対策特別措置法が最近、指針を出しまして、これによりますと、撤去する場合は、特定空き家に指定する場合は1年以上放置ということになっていきますので、これとの整合性の関係も出てくるのではないかと推察するわけですが、この辺の御説明も含めて、いただきたいと思えます。

○議長（中山 進）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

担当窓口のほうでございますが、建設環境部、建設課でございます。

2点目、空き家バンク設置要綱に載せるのかということでございますが、この景観形成支援事業補助金交付要綱は7月1日施行予定であり、現在できております空き家バンク設置要綱には載せておりません。載せておりませんが、広報やホームページ等で住民の皆様には周知徹底いたしまして、ホームページでは、この法律と要綱を連動させる方向で考えていきたいと思っています。空き家バンク設置要綱、それを開くと、そのページの中にクリックするところがあって、それをクリックすると景観形成支援事業補助金交付要綱のほうに、すぐ行けるといような、そんな形で考えていきたいなと思っております。

それと、補助金については一般財源で対応することとなっております。

4点目に、整合性の話でございますが、景観形成支援事業につきましては、景観重要地域内の空き家を対象としておりまして、周辺の景観等に悪影響を及ぼしていない場合でも適用されます。地域は限定されますが、悪影響を及ぼしていないという場合でも適用されます。それに対して、空き家対策特別措置法では、町内全域を対象にしております。適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている場合、町が所有者に助言とか、指導とか、勧告、命令、代執行等を実施できる法律でございますので、対象者とか、対象地域、また趣旨等が異なりますが、先ほども申しましたように、ホームページや広報等で周知徹底いたしまして、ホームページでは連動させていくというような形を考えております。整合性につきましては、今後、検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

今の関連やけど、吉備バイパスの今度の国道までのという話やけど、吉備バイパスというのは新金屋橋からセブンイレブン、新しくできた、片山の自動車屋のところまでが吉備バイパスであって、そして天満のお宮さんから天満熊井線ずっと町道になっている。今度、野球のバッティングセンターのところからJRを超えて国道まで、これは、また吉備バイパスというのか、県がやっているんやけど、牛太の前は1線だけ、3線に、片側2車線と1車線とで3線になっていて、その1線だけを県が買って、工事をしていると思うんよ。ややこしい、信号をつけてというのが、これが町がほとんど町道でお宮さんのところから熊井へ、振興局へ向いての、この道へ来て、県がかちかちって行って勝手にあんな信号らしてしもうて、ただ、僕、今、何を聞きたいか

というたら、2点あって、1点目は、町道のところも含んでの9月中旬に竣工式をするのに、町も出さんなんといつて、一帯に、あの区間はどこが、有田インターからおりてくるところから、この旧野球のバッティングセンターのところまでの、この肝心な交差点のところは誰が握っているんな。誰が主導権を持っているんかなど。なんか県が、県道バイパスやっていうような、また高速からもおりてくるところやっていうけど、その3線のうち、1線しかないのに、それでプラスになってたらええけど、議員さんの中でも、車線変更で捕まった人もいてるし、もう難儀してるわけよ。警察があっこに立ってて、今は高速へ乗るほうのところは、青い緑色のペンキを塗ってくれてるけど。それを知らんと来て、あ、違うわと。ここ、高速へ乗るところよっていつて、右へ行ったら、車線変更って切符を切られたりとか。こんなことをするのは県が勝手なことばかり、きちっと町とできていないと思う。部長、あの吉備バイパスというけど、高速のあの間は、天満川から新しいバッティングセンターの、あの交差点まで有田川町の町道であって、その間、白線、1線分は向こうやけど、主権というか、どういうふうになっているのか、わかりやすく御説明いただきたいと思います。

○議長（中山 進）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

お答えいたします。きちっとお答えできるかどうか、ちょっとわからないんですが。今、亀井議員のおっしゃった天満川のところから元のバッティングセンターのところまでは、今は町道と県道が重なっているところがございます。主権はどっちにあるのかという話になれば、今のところ、どちらにあるともいえないのではないかと思います。

○議長（中山 進）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

9月中旬にあれが開通できるんやと、みんなが望んでいることやいしよな。和歌山国体まで、あれを開通するという事になっているんやけど、もっと、真剣に考えなんだら、もう吉備バイパスのどこを、県道にしますって言うてくれたら、それで結構やで、全体的に。今の新金屋橋から吉備庁舎の前を通ったやつは、もう国道まで持っていくんやと。この間、天満川とセブンイレブンができた天満川の部分から、元のバッティングセンターまでのところも県道にしたいんやと、こんなん普通はしなさいというぐらひの話に持っていつてもええと思うんやで。

そうせなんだら、町民が、前の部長のときにも言うたんよ、こんな信号、1年先になぜ開通せんときに変な信号をするんよと。やっぱり新しく、今でこそ、この平成27年の9月にするって、今の6月に信号もきちっと仮につけていくという話はわかるけど、町長や教育長やみんな、子どもを守る日以外にも、教育長は毎日あそこに立っ

ているわけでしょう。そやけど、そこは実質、もともとの対向車線へ横からふっと、牛太の前へ1本だけ県道が乗り口へついてるわけやろ。全体的なもんを町がいつも、そこへ話へ入れんと。管理についてやで。いろいろ、子どもを守るためとかいうことで、教育長とか部長とか町長先頭で県と話をしてくれて、今はしているけど、やっぱり、あそこのところは都合のええときだけ町のもんやと、県は牛太の前の青い高速へ乗る部分しか買ってないわけやいしょう。あそこのところ全体的にいっちょかみ来るんは、県が全部仕切っているわけやろ。それを何とも思えへん。

要はインターから国道までは県のということで、今はそこまで県が応援に行かんけど、町として、そここのところ、一番交通量の多くて、今、増谷議員もあそここのところ、きちっとせな危ないでと言っている、何の発言もしてないんかい。今みたいな答弁だったら、あそここのところは県にほうぼ何してるんでって、その間のところも、インターまでのことが全然タッチできていないんと違うんかい。一遍、答弁、ややこしかったら、議長、ちょっと暫時休憩して、きちっと考えてくれよ。どうせ、9月13日にそういうなんもあるっていうんで、都合のええのときだけ金とられて、あとの主権は全部向こうが持っていく。信号つけるとかいうて、あんたら相談してるんけっというて、相談してくれへんって。今、どんなえなってるんな。県と警察だけや。もう国道いうと建設省と県でやってという話。ちょっと、そここのところ、もっとわかりやすい、町民にもわかるように、最低、議員にわかるように、そここのところ、僕の質問しているのは有田振興局から天満のお宮さんまで、町道であったわけやいしょ。その牛太のところで、高速に何するんでと1車線分、高速に乗る部分だけ県が買っただけやいしょ。それはどこまで有田川町で仕切っているんか、そんなするんやったら、土生のところ、吉備バイパス、全部県が持ってくれるしか、話がわかりやすいのになと。その間をちゃんと何せな、信号でも危なてしゃあないし、あんなん勝手な、竹中農機も本来のところから、妙なことになっちゃうで。どんなになっているかというのを、執行部もわからんと思うし、議員にわかるように説明いただきたいと思います。

○議長（中山 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩10時38分

再開10時39分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開します。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

恥ずかしい話やけど、今、僕も聞くまで、余り詳しいことを知らなんだんで、1回、

早急に県と、開通式までに打ち合わせをして、しっかりと管理をどこがするんかという話を、これから詰めていきたいと思いますので、御了解賜りたいと思います。

○議長（中山 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時40分

再開 10時42分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第51号……………

○議長（中山 進）

日程第4、議案第51号、平成27年度有田川町水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第52号……………

○議長（中山 進）

日程第5、議案第52号、有田川町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第56号……………

○議長（中山 進）

日程第6、議案第56号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第57号……………

○議長（中山 進）

日程第7、議案第57号、平成27年度有田川町新保育施設整備工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

これは答弁は結構です。ただ、要望という、気をつけてくださいという答弁になると思います。かなり何回も僕、議会で作らせていただいたように、物すごい過密状態なんです。大きな金額の割に工事期間が短い。それで、これは希望なんですけど、監理設計はまだですね。まだやと思います、時期的にいうたら。だから、監理設計、しっかりした業者の入札になるようにしていただかんと、もともと実施設計した岡本さんがしっかりしてるんでね、それより力のあるところか、それと同等の力のあるところの人が監理設計してもらえば、これは物も申せますけども、仮に力のある実施設計をしたよりか、力のないと言ったら語弊がありますが、この監理になればとても物を申せることはできないというような状況なんで、一応、そういうふうな傾向に進んでいくんで、しっかりした監理、安全を希望として申し上げておきますんで、教育委員会としたら再三、担当者を現地へ派遣して、なるべくなら事故のないようにスムーズに行くように持って行っていただきたいと、こういうことだけです。もう答弁は結構です。

○議長（中山 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

私も工期が短いという懸念はありますけども、設計監理委託料1,400万円を組んでおりますので、その点は十分対応していただきたいと思います、でない、以前の第3保育所みたいなことになったら悪いので、その点を求めておきながら、実は請負率というか、落札率なんですけど、まず、この場で落札請負率を言ってください。

（「そんな細かいこと、本会議で言えやな。」と呼ぶ者あり）

（「設定額と落札金額しか言えやん、本会議で。」と呼ぶ者あり）

（「そんなことないわ。」と呼ぶ者あり）

（「この間、全協で言わしてもらったんやけど、あかんの。」と呼ぶ者あり）

○議長（中山 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

別に構わんのやけど、結局、高額な率になっているわけですよ。だから、例えば、契約金額4億6,700万円でしょう、なぜ高値安定になっているような気がするわけです。例えば5%下がっただけでも、2,300万円から財源が違ってくるわけでしょう。なぜ高値安定になるのか、その辺はよくわからないんですが、やっぱりその辺、十分、11者入っているけども、何かあったん違うかとか思うんですが、その辺は高値安定でいいのかどうかということです。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

いつもの入札に比べて、非常に高い落札率になっています。というのは、この保育所は非常に当初、設計したときからだんだんいろいろな要件が出てきて、設計の時点で結構、いろんなことを絞っています。絞っているんで、結構、落札額が高なったのかなと感じています。決して何もしません。

（「絞っているってどういうことですか。」と増谷議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

設計の単価というのか、例えば設計する時点で1平米の。

○議長（中山 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩10時49分

再開10時50分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

5番、森本明君。

○5番（森本 明）

今、ちょっと町長が説明してくれたんやけど、設計額がそのやつによって高くなったり、安くなったりというのは、設計額というのはあくまで積算基準で出るんやろう。そんな自分の空気で高くなったり、安くなったりと、僕はちょっと解せんのやけど、その辺が。その辺はどんな説明してくれるんかなと思うんやけど。普通は、積算基準って国から出てくるんやさけね。それによってやっていることやと思うさかいよ。その辺、ちょっときっちり説明していただかんと、僕、ちょっと不思議に思ったんでよ。

(「暫時休憩して、答弁したらええねん」と亀井議員、呼ぶ)

○5番(森本 明)

休憩せんでもええよ、しかて言うてよ。

○議長(中山 進)

町長、中山正隆君。

○町長(中山正隆)

もちろん、補助金もいただかんなんので、国の設計基準に合わせてやっているんやけど、できるだけ華美にならないようにということで、いろんなことを絞った関係で、そうなったんだと思います。決して、不正で高くなったとか、そういうことはありませんので、御了解賜りたいと。

○議長(中山 進)

5番、森本明君。

○5番(森本 明)

再質疑させていただきます。

今ので大体わかったんやけど、設計というのはあくまでも積算基準でってやるんやさかいに、それが安くなる、高くなるということは、本人の私見で決まるようなこと違うんや、担当者の。やっぱりきちっとしたものを出して、それに対して幾らになっている、低くなっているということはあるんやけど、もちろん、いい設計やと思ったんでね。変なことを言ったら誤解されると思うさかい、その辺だけ気をつけていただきたいと思います。

○議長(中山 進)

答弁はよろしいですか。5番議員、答弁はよろしいですか。

○5番(森本 明)

はい、結構です。

○議長(中山 進)

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山 進)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山 進)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 8 農業委員の推薦について……………

○議長（中山 進）

日程第 8、農業委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付のとおり、議会推薦の農業委員は 2 人とし、有田川町大字下津野 5 6 6 番地、中山正隆君、有田川町大字下津野 1 0 7 番地 2、佐々木裕哲君、以上の方を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は 2 人とし、中山正隆君、佐々木裕哲君、以上の方を推薦することに決定しました。

……………日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第 9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願ひします。

……………日程第 1 0 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第 1 0、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第 1 1 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第 1 1、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第 1 2 議員派遣の件……………

○議長（中山 進）

日程第 1 2、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 1 2 8 条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしく申し上げます。

……………日程第 1 3 議長への委任について……………

○議長（中山 進）

日程第 1 3、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第 4 5 条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第2回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 10時58分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            中   山            進

1 番 議 員            谷 畑            進

8 番 議 員            岡            省 吾